

第100号議案

島根県立はつらつ体育館条例の一部を改正する条例

島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「水曜日」の次に「（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。